

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について (1月17日 改訂版)

福島県教育庁高校教育課

1 高等学校入学者選抜を受験できない場合

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の①～④のいずれかに該当する場合、受験ができませんので、事前に中学校を通して出願先の高等学校に連絡してください。

なお、状況に変化があれば、その都度中学校を通して出願先高等学校に連絡してください。

【受験できない者】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染し、各選抜の前日までに療養の解除基準※¹を満たさない者

※1 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページによる。

(URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/youseisya.html>)

有症状者の場合は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から療養解除とする。

無症状病原体保有者の場合は、

ア) 検体採取日から7日間経過した場合、8日目に療養解除とする。

イ) 検体採取日から5日目に、自身で用意した検査キット(国が承認したもの。「研究用」は不可。)で陰性を確認できれば、6日目に療養解除とする。

- ② 濃厚接触者で症状がある者

- ③ 無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない者

ただし、無症状の濃厚接触者が、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー等については、「公共交通機関」には含めないこととする。

ア) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること。

イ) 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、PCR検査や抗原定性検査キットによる検査結果が陰性で、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

- ④ 「健康状態チェックリスト」の結果※²で試験を受けることができない者

※2 次のうち、いずれかに当てはまる場合。

ア) 38.0度以上の熱があり発熱状態である、息苦しさがある(呼吸困難)、強いだるさがある(倦怠感)、のうち1項目以上に該当。

イ) 37.5度以上38.0未満の熱があり発熱状態である、咳の症状がある、喉の痛みがある、のうち2項目以上に該当。

ただし、濃厚接触者の場合は、イ)での該当項目が1つだけであっても、試験を受けることはできない。

(インフルエンザと診断された場合は別室受験が可能)

【ワクチン接種による体調不良者について】

「健康状態チェックリスト」において受験できる条件を満たせば、各選抜を受験できますが、この場合でも、本検査(前期選抜、連携型・一般選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜)においては、受験生本人が中学校を通して出願先高等学校に申し出ることで、本検査を受験せずに追検査等を受験することができます。

2 受験機会の確保

受験できないこととされた者に配慮し、追検査等に加え、新型コロナウイルス感染症対応選抜を設定することで、受験機会を確保しました。

(1) 追検査等 実施日 令和5年3月9日(木)、10日(金)

(2) 新型コロナウイルス感染症対応選抜

① 第1日程 実施日 令和5年3月23日(木)

② 第2日程 実施日 令和5年3月28日(火)^{※3}

※3 第2日程の面接で実技等を行う高校もあるので、各高等学校募集要項で確認してください。

また、第2日程は、後期選抜までに募集定員を満たした高校への出願はできません。

【本検査、追検査等で受験が未完了となった場合について】

学力検査や面接等、受験するはずだった内容をすべて終了しないうちに、「健康状態チェックリスト」により上記1の【受験できない者】になった場合は、必ず中学校に連絡してください。

受験できた内容のみで合否判定されることを希望することも、可能です。

3 受験生の皆さんへのお願い

(1) 受験生は日頃から、朝などに体温測定を行い、体調変化の有無の確認をしてください。

(2) 試験日の1週間程度前から、発熱・咳等の症状が継続している受験生は、あらかじめ医療機関で受診してください。

(3) 試験当日はマスク着用、手指消毒の徹底等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応をお願いします。(着用するマスクは、不織布のものを推奨します。)

(4) 昼食時は、自席で食事をし、会話は控えるようにしてください。

4 緊急連絡先の記載について

新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において、出願先高等学校へ出願書類を直接提出する方(「中学校卒業生及び卒業見込みの者」以外の出願者)は、第2日程受験許可証兼受験票(様式特例4号)の余白に、自身の緊急連絡先電話番号を記載してください。

5 合格発表、簡易開示について

合格発表当日や簡易開示の期間に、上記1【受験できない者】の状態である場合は、出願先高等学校へは行けません。

行けないことが分かり次第、中学校へ連絡してください。

詳しくは、福島県教育庁高校教育課ホームページ及び各高等学校ホームページに掲載される募集要項で確認してください。

【問い合わせ先】 福島県教育庁高校教育課 電話 024-521-7772

[URL] <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>